

## 議案第7号

### 狭山市廃棄物の処理及び再利用に関する条例の一部を改正する条例

第1条 狭山市廃棄物の処理及び再利用に関する条例（平成7年条例第26号）の一部を次のように改正する。

別表第1 上記以外の一般廃棄物の部事業活動に伴い生じた一般廃棄物の項中「170円」を「210円」に改め、同部普通世帯等から排出され、市の処理施設に搬入する廃棄物（総量50キログラム以上のもの）の項中「40円」を「60円」に改め、同部普通世帯から排出された粗大ごみの項中「100円」を「150円」に、「200円」を「250円」に、「400円」を「500円」に、「600円」を「750円」に、「1,000円」を「1,150円」に、「1,500円」を「1,650円」に改める。

第2条 狭山市廃棄物の処理及び再利用に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第1 上記以外の一般廃棄物の部事業活動に伴い生じた一般廃棄物の項中「210円」を「240円」に改め、同部普通世帯等から排出され、市の処理施設に搬入する廃棄物（総量50キログラム以上のもの）の項中「60円」を「90円」に改め、同部普通世帯から排出された粗大ごみの項中「150円」を「200円」に、「250円」を「300円」に、「500円」を「600円」に、「750円」を「900円」に、「1,150円」を「1,300円」に、「1,650円」を「1,800円」に改める。

#### 附 則

- 1 この条例中第1条の規定は平成29年10月1日から、第2条の規定は平成31年10月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の狭山市廃棄物の処理及び再利用に関する条例別表第1の規定は、同条の規定の施行の日以後に収集及び運搬をし、並びに搬入された一般廃棄物について適用し、同日前に収集及び運搬をし、並びに搬入された一般廃棄物については、なお従前の例による。
- 3 第2条の規定による改正後の狭山市廃棄物の処理及び再利用に関する条例別表第1の規定は、同条の規定の施行の日以後に収集及び運搬をし、並びに搬入された一般廃棄物について適用し、同日前に収集及び運搬をし、並びに搬入された一般廃棄物については、なお従前の例による。

平成29年2月24日提出

狭山市長 小谷野 剛

提案理由

一般廃棄物の処理経費の状況を踏まえ、処理経費の負担の適正化を図るため、一般廃棄物処理手数料の額を改定したいので、この案を提出するものである。